

参考資料

地方独立行政法人市立東大阪医療センター
第2期中期目標（素案）に関する参考資料

令和2年9月1日第2回評価委員会参考資料

東大阪市

目次

1. 第2期中期目標に係る意見について（依頼）	・ ・ ・ ・	1
2. 評価委員会スケジュール	・ ・ ・ ・	2
3. 中期目標の期間設定について	・ ・ ・ ・	4
4. 先行団体の中期目標の期間設定状況について	・ ・ ・ ・	6
5. 第2期中期目標期間設定シミュレーション	・ ・ ・ ・	7
6. 3市の中期目標の項目比較表（第1期及び第2期）	・ ・ ・ ・	8
7. 3市の年度業務実績の評価結果	・ ・ ・ ・	12
8. 第2期第1期中期目標項目比較	・ ・ ・ ・	29
9. 第2期第1期中期目標構成比較（年度評価追記）	・ ・ ・ ・	32

東大阪市健保地第2005号

令和2年8月7日

地方独立行政法人市立東大阪医療センター
評価委員会 委員長 津森 孝生 様

東大阪市長 野田 義和



地方独立行政法人市立東大阪医療センター
第2期中期目標に係る意見について

標記のことについて、地方独立行政法人法第25条第1項第1号の規定に基づく第2期中期目標に対して、同法第25条第3項の規定により、意見を求めます。

地方独立行政法人市立東大阪医療センターに係る令和2年度評価委員会スケジュール案

時期	事項	内容
8月6日	第1回評価委員会	① 令和元年度業務実績評価結果報告書(案)に対する意見聴取 (小項目評価・大項目評価・全体評価) ② 中期目標期間見込評価結果報告書(案)に対する意見聴取 (大項目評価・全体評価) ③ 令和元年度財務諸表に対する意見聴取
令和元年度業務実績評価結果報告書、 中期目標期間見込評価結果報告書 (修正案)を委員長と事務局で速やかに調整		
8月下旬	市長副市長へ修正案(報告)	令和元年度業務実績評価結果報告書(修正案)、 <u>中期目標期間見込評価結果報告書(修正案)</u> の報告 ・中期目標(素案)の報告
8月下旬	評価委員会から市長へ意見書の提出	令和元年度業務実績評価結果報告書、 <u>中期目標期間見込評価結果報告書</u> に対する意見書及び財務諸表に対する意見書の提出(委員長一任)
8月下旬	第2回業務実績評価会議	市で令和元年度業務評価結果報告書(修正案)、 <u>中期目標期間見込評価結果報告書(修正案)</u> の決定
8月下旬	議会報告	市は令和元年度業務実績評価結果報告書、 <u>中期目標期間見込評価結果報告書</u> を議会へ報告
8月下旬	評価委員事前レク	・ <u>中期目標(素案)に対する意見聴取</u> (日程の都合が合わない場合は、第2回評価委員会で意見聴取)
9月1日	第2回評価委員会	① 評価委員の意見を反映した令和元年度業務実績評価結果報告書(修正案)、 <u>中期目標期間見込評価結果報告書(修正案)</u> の事後報告 (修正ある場合報告のみ) ② <u>中期目標(案)の説明及び意見聴取</u>
中期目標(修正案)を委員長と事務局で速やかに調整		
9月下旬	評価委員(事前)レク	① <u>中期目標(修正案)の説明及び意見聴取</u> ② <u>中期計画(案)の説明及び事前の意見聴取</u> (各評価委員へ確認)

10月2日	第3回評価委員会	① 中期目標（再修正案）の説明及び意見聴取 ② 中期計画（案）の説明及び意見聴取
10月15日～ 11月16日	パブリックコメント	中期目標（再修正案⇒案）の市民への意見聴取
パブリックコメント実施後の中期目標（案）を 委員長へ報告		
11月中旬～ 11月下旬	評価委員へ報告	パブリックコメント実施後の中期目標（案）を 評価委員へ報告
11月下旬	市長副市長へ報告	中期目標（案）を報告
11月下旬	評価委員会から市長へ意見書の提出	中期目標（案）に対する意見書の提出
11月下旬	議会上程	市は中期目標（案）を議会へ上程（議決事項）

※現時点でのスケジュール案のため、状況によって変更となる場合があります。

中期目標の期間設定について

1. 中期目標とは

地方独立行政法人法第 25 条第 1 項に基づき、地方独立行政法人の設立団体の長（市長）が、3 から 5 年以下の期間を定めて、地方独立行政法人が業務運営に関して達成すべきと考える目標を定めたもの。

設立団体の長（市長）から地方独立行政法人に対して目標を指示することにより、法人が達成すべき業務運営の目標を付与し、法人がこの中期目標に基づいて中期計画を策定し、計画的に業務を遂行していく仕組みとなっている。

中期目標を定める意義は、①法人が中期計画を策定する際の指針、②法人の業務の実績を評価する際の基準の 2 点にある。

2. 中期目標で定める事項

法第 25 条第 2 項に定める事項が規定されている。定める事項は次の 5 点。

- ① 中期目標の期間
- ② 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- ③ 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- ④ 財務内容の改善に関する事項
- ⑤ その他業務運営に関する重要事項

3. 中期目標と中期計画の関係

中期目標	中期計画
中期目標の期間	(中期目標期間と同じ)
住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
業務運営の改善及び効率化に関する事項	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
財務内容の改善に関する事項	予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画
	短期借入金の限度額
	出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、その財産の処分に関する計画
	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
	剰余金の使途
	料金に関すること（公営企業型のみ）
その他業務運営に関する重要事項	その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

4. 中期目標の期間設定について

(ア) 先行団体の状況 (別紙あり)

2期目期間設定の状況		2期目の期間設定の状況	
期間	団体数	期間	団体数
3年	6	変更なし	41
4年	21	期間延長	4
5年	20	期間短縮	2
未掲載	2	未掲載	2
計	49	計	49

※変更なしには、3年6ヶ月→4年(1箇所)、4年6ヶ月→5年(2箇所)を含む。

2期目において中期目標の期間を変更した団体は6団体。4団体については、施設整備や施設移転の時期の関係による変更であり、診療報酬改定に合わせた団体が1団体、市長の任期に合わせた団体が1団体となっている。

(イ) 期間設定する際に留意すべき要因

- ① 中河内救命救急センターの指定管理期間 (R3年度末まで)
- ② 診療報酬改訂時期
H30→R2→R4→R6
- ③ 役員の任期
中期目標期間の末日まで (理事長、副理事長及び理事)
中期目標期間における最終事業年度の財務諸表承認日まで (監事)
- ④ 新々公立病院改革プランの期間

先行団体の中期目標の期間設定状況

R2.3.31現在

設立団体	法人名	設立時期	中期目標期間					1期-2期期間変更理由
			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	
長崎県佐世保市	地方独立行政法人北松中央病院	H17.4.1	3年	3年	3年	3年	3年	
宮城県	地方独立行政法人宮城県立こども病院	H18.4.1	4年	4年	4年	4年		
大阪府	地方独立行政法人大阪府立病院機構	H18.4.1	5年	5年	5年			
岡山県	地方独立行政法人岡山県精神科医療センター	H19.4.1	5年	5年	5年			
山形県・酒田市	地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構	H20.4.1	4年	4年	4年			
沖縄県那覇市	地方独立行政法人那覇市立病院	H20.4.1	4年	4年	4年			
秋田県	地方独立行政法人秋田県立病院機構	H21.4.1	5年	5年	5年			
東京都	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	H21.4.1	4年	5年	5年			施設移行
静岡県	地方独立行政法人静岡県立病院機構	H21.4.1	5年	5年	5年			
神戸市	地方独立行政法人神戸市民病院機構	H21.4.1	5年	5年	5年			
三重県桑名市	地方独立行政法人桑名市総合医療センター	H21.10.1	4年6カ月	5年	5年			
千葉県山武市	地方独立行政法人さんむ医療センター	H22.4.1	4年	3年	3年			施設移行
神奈川県	地方独立行政法人神奈川県立病院機構	H22.4.1	5年	5年				
山梨県	地方独立行政法人山梨県立病院機構	H22.4.1	5年	5年				
長野県	地方独立行政法人長野県立病院機構	H22.4.1	5年	5年				
岐阜県	地方独立行政法人岐阜県総合医療センター	H22.4.1	5年	5年				
岐阜県	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	H22.4.1	5年	5年				
岐阜県	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	H22.4.1	5年	5年				
佐賀県	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	H22.4.1	4年	4年	4年			
福岡市	地方独立行政法人福岡市立病院機構	H22.4.1	3年	4年	4年			施設整備等
福岡県大牟田市	地方独立行政法人大牟田市立病院	H22.4.1	4年	4年	4年			
千葉県・東金市・九十九里町	地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター	H22.10.1	3年6カ月	4年	4年			
宮城県	地方独立行政法人宮城県立病院機構	H23.4.1	4年	4年	4年			
京都市	地方独立行政法人京都市立病院機構	H23.4.1	4年	4年	4年			
大阪府泉佐野市	地方独立行政法人りんくう総合医療センター	H23.4.1	5年	5年				
兵庫県明石市	地方独立行政法人明石市立市民病院	H23.10.1	4年6カ月	3年	4年			診療報酬改定に合わせる
兵庫県加古川市	地方独立行政法人加古川市民病院機構	H23.4.1	5年	5年				
山口県	地方独立行政法人山口県立病院機構	H23.4.1	4年	4年	4年			
福岡県筑後市	地方独立行政法人筑後市立病院	H23.4.1	4年	4年	4年			
福岡県川崎町	地方独立行政法人川崎町立病院	H23.4.1	4年	未掲載				
三重県	地方独立行政法人三重県立総合医療センター	H24.4.1	5年	5年				
堺市	地方独立行政法人堺市立病院機構	H24.4.1	3年	5年	4年			1期移転、2期救命センター設置、3期医療情勢対応
広島県府中市	地方独立行政法人府中市市民病院機構	H24.4.1	4年	4年				
山口県下関市	地方独立行政法人下関市立市民病院	H24.4.1	4年	4年				
長崎県長崎市	地方独立行政法人長崎市立病院機構	H24.4.1	4年	4年				
徳島県	地方独立行政法人徳島県鳴門病院	H25.4.1	4年	4年				
福岡県鞍手町	地方独立行政法人くらて病院	H25.4.1	4年	未掲載				
栃木県小山市	地方独立行政法人新小山市市民病院	H25.4.1	4年	4年				
岡山市	地方独立行政法人岡山市立総合医療センター	H26.4.1	4年	4年				
大阪府吹田市	地方独立行政法人市立吹田市民病院	H26.4.1	4年	4年				
奈良県	地方独立行政法人奈良県立病院機構	H26.4.1	5年	5年				
秋田県秋田市	地方独立行政法人市立秋田総合病院	H26.4.1	5年	5年				
広島市	地方独立行政法人広島市立病院機構	H26.4.1	4年	4年				
大阪市	地方独立行政法人大阪市民病院機構	H26.10.1	4年6カ月	5年				
福岡県芦屋町	地方独立行政法人芦屋中央病院	H27.4.1	4年	4年				
宮崎県西都市	地方独立行政法人西都児湯医療センター	H28.4.1	3年	3年				
静岡県	地方独立行政法人静岡市立静岡病院	H28.4.1	3年	4年				市長の任期に合わせる
栃木県	地方独立行政法人栃木県立がんセンター	H28.4.1	5年					
長野市	地方独立行政法人長野市民病院	H28.4.1	3年	3年				
長崎県佐世保市	地方独立行政法人佐世保総合医療センター	H28.4.1	3年	3年				
北海道旭市	地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院	H28.4.1	4年	4年				
東大阪市	地方独立行政法人市立東大阪医療センター	H28.10.1	4年6カ月					
大津市	地方独立行政法人市立大津市民病院	H29.4.1	4年					
地方独立行政法人くまもと県北病院機構	地方独立行政法人くまもと県北病院機構	H29.10.1	3年6カ月					
栃木県	地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター	H30.4.1	5年					
茨城県筑西市	地方独立行政法人茨城県西部医療機構	H30.10.1	3年6カ月					
北九州市	地方独立行政法人北九州市立病院機構	H31.4.1	5年					
北海道広尾町	地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院	H31.4.1	4年					
山梨県大月市	地方独立行政法人大月市立中央病院	H31.4.1	4年					
公立甲賀病院組合	地方独立行政法人公立甲賀病院	H31.4.1	4年					

※ウェブサイトより確認
2期目期間設定の状況

期間	団体数
3年	6
4年	22
5年	20
未掲載	2
計	50

2期目の期間設定の状況

期間	団体数
変更なし	41
期間延長	4
期間短縮	2
未掲載	2
計	49

診療報酬改定(予定を含む。)

H24、H26、H28、H30、R1、R2、R4(予定)、R6

3市の中期目標の項目比較表(第1期及び第2期)

	市立吹田市民病院(第1期)	市立吹田市民病院(第2期)	りんくう総合医療センター(第1期)	りんくう総合医療センター(第2期)
	H26年度～H29年度	H30年度～R3年度	H23年度～H27年度	H28年度～R2年度
第1 中期目標の期間	4年	4年	5年	5年
第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1 市立病院として担うべき医療 (1) 救急医療 (2) 小児医療、周産期医療 (3) 災害医療 (4) 高度医療 (5) がん医療の充実 (6) 予防医療 (7) 福祉保健行政との連携	1 大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割 	1 質の高い医療の提供 (1) 災害医療・救急医療 (2) 小児医療・周産期医療 (3) 高度医療・先進医療の提供	1 質の高い医療の提供 (1) 災害医療・救急医療 (2) 小児医療・周産期医療 (3) 高度医療・先進医療の提供
	2 質の高い医療の提供 (1) 安心安全な医療の提供 (2) 信頼される医療の実施 (3) 医療職の人材確保、養成	2 市立病院として担うべき医療 (1) 総論 (2) 救急医療 (3) 小児医療・周産期医療 (4) 災害医療 (5) がん医療 (6) リハビリテーション医療	2 医療水準の向上 (1) 医療職等の人材確保 (2) 医療職の養成機能・医療技術の向上	2 医療水準の向上 (1) 医療職等の人材確保 (2) 施設・医療機器等の計画的な整備
	3 患者満足度の向上 (1) 職員の接遇向上 (2) 院内環境の快適性の向上 (3) 待ち時間の改善 (4) ボランティアとの協働 (5) 市民意見の活用	3 安心安全で患者満足度の高い医療の提供 (1) 安心安全な医療の提供 (2) チーム医療の充実 (3) コンプライアンスの徹底 (4) 患者サービスの向上	3 患者・住民サービスの向上 (1) 診療待ち時間等の改善 (2) 患者中心の医療 (3) 院内環境の快適性向上 (4) 職員の接遇向上 (5) ボランティアとの協働によるサービス向上 (6) 医療安全管理の徹底 (7) 電子カルテシステム導入等のOA化の推進	3 患者・住民サービスの向上 (1) 診療待ち時間等の改善 (2) 患者中心の医療 (3) 院内環境の快適性向上 (4) 職員の接遇向上 (5) ボランティアとの協働によるサービス向上 (6) 医療安全管理の徹底
	4 地域医療機関等との連携 (1) 地域医療ネットワークづくり (2) 地域医療機関との機能分担と連携	4 本市の地域包括システムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり (1) 地域の医療機関(かかりつけ医等)との機能分担・連携 (2) 在宅医療の充実に向けた支援	4 地域医療機関等との連携強化 (1) 地域の医療機関との連携 (2) 地域医療への貢献	4 地域医療機関等との連携強化 (1) 地域の医療機関との連携 (2) 地域医療への貢献
		5 健都における総合病院としての役割 (1) 国立循環器病研究センターとの機能分担・連携 (2) 他の健都内事業者等との連携 (3) 予防医療に関する取組		
		6 地域医療への貢献 (1) 地域の医療従事者への支援 (2) 福祉保健施策への協力・連携		

3市の中期目標の項目比較表(第1期及び第2期)

	市立吹田市民病院(第1期)	市立吹田市民病院(第2期)	りんくう総合医療センター(第1期)	りんくう総合医療センター(第2期)
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	1 業務運営体制の構築 (1)業務運営体制の構築 (2)コンプライアンスの徹底	1 PDCAサイクルによる目標管理の徹底	1 運営管理体制の確立	1 運営管理体制の確立
	2 効率的・効果的な業務運営 (1)適切かつ弾力的な人員配置 (2)予算執行の弾力化 (3)人事給与制度	2 働きやすい職場環境の整備 (1)医療職の人材の確保・養成 (2)人事給与制度	2 効率的・効果的な業務運営 (1)業務執行体制の弾力的運用 (2)新たな給与制度の導入 (3)モチベーション向上につながる評価制度の導入 (4)職員の職務能力の向上 (5)予算執行の弾力化等 (6)病院機能評価の活用	2 効率的・効果的な業務運営 (1)目標管理の徹底 (2)人事給与制度 (3)職員の職務能力の向上
第4 財務内容の改善に関する事項	1 経営基盤の確立	1 経営基盤の確立	1 資金収支の改善	1 資金収支の改善
	2 収入の確保と費用の節減 (1)収入の確保 (2)費用の節減	2 収益の確保と費用の節減 (1)収益の確保 (2)費用の節減	2 収入の確保と費用の節減 (1)収入の確保 (2)費用の節減	2 収入の確保と費用の節減 (1)収入の確保 (2)費用の節減
第5 その他業務運営に関する重要事項	1 職員の意識改革	1 情報の提供	1 感染症対策	1 感染症対策
	2 情報の提供	2 環境に配慮した病院運営	2 救命救急センターとの円滑な統合	2 国際医療交流拠点づくり地域活性化総合特区の活用及び協力
	3 新病院移転計画への対応		3 泉州南部における公立病院の機能再編	

3市の中期目標の項目比較表(第1期及び第2期)

	堺市立病院機構(第1期)	堺市立病院機構(第2期)
	H24年度～H26年度	H27年度～R元年度
第1 中期目標の期間	3年	5年
第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	<p>1 市立病院として担うべき医療</p> <p>(1) 救急医療</p> <p>(2) 小児医療・小児救急医療・周産期医療</p> <p>(3) 感染症医療</p> <p>(4) 災害その他緊急時の医療</p>	<p>1 市立病院として担うべき医療</p> <p>(1) 救命救急センターを含む救急医療</p> <p>(2) 小児医療・周産期医療</p> <p>(3) 感染症医療</p> <p>(4) 災害その他緊急時の医療</p>
	<p>2 高度専門医療の提供</p> <p>(1) がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病への対応</p> <p>(2) 高度で専門性の高い医療の提供</p> <p>(3) 総合的な診療とチーム医療の推進</p> <p>(4) 専門性及び医療技術の向上</p> <p>(5) 臨床研究及び治験の推進</p>	<p>2 高度専門医療の提供</p> <p>(1) がんへの対応</p> <p>(2) 脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病への対応</p> <p>(3) 高度専門医療の推進</p>
	<p>3 安全・安心で信頼される医療の提供</p> <p>(1) 医療安全対策等の徹底</p> <p>(2) 患者の視点に立った医療の実践</p> <p>(3) 医療の標準化と診療情報の分析による質の改善及び向上</p> <p>(4) 法令・行動規範の遵守(コンプライアンス)</p>	<p>3 安全・安心で信頼される患者中心の医療の提供</p> <p>(1) 医療安全対策の徹底</p> <p>(2) 医療の質の向上</p> <p>(3) 法令・行動規範の遵守(コンプライアンス)</p> <p>(4) 患者の視点に立った医療の実践</p> <p>(5) 患者サービスの向上</p>
	<p>4 患者・市民サービスの向上</p> <p>(1) 患者サービスの向上</p> <p>(2) 誰もが利用しやすい病院づくり</p> <p>(3) 待ち時間の改善</p> <p>(4) 職員の接遇向上</p>	<p>4 地域への貢献</p> <p>(1) 地域の医療機関との連携推進</p> <p>(2) 地域での医療従事者の育成</p> <p>(3) 医療、保健、福祉、教育などの行政全般等との連携と協力</p>
	<p>5 地域医療への貢献</p> <p>(1) 地域医療機関との連携推進</p> <p>(2) 地域医療への貢献</p> <p>(3) 人材の育成</p> <p>(4) 疾病予防の取組</p> <p>(5) 保健福祉行政等との連携</p> <p>(6) 市民への保健医療情報の発信</p>	

3市の中期目標の項目比較表(第1期及び第2期)

	堺市立病院機構(第1期)	堺市立病院機構(第2期)
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	1 業務運営体制の構築	1 効率的・効果的な業務運営
	(1)業務運営体制の構築	(1)自律性・機動性の高い組織づくり
	(2)質の高い経営	(2)質の高い経営
	(3)事務経営部門の強化	(3)外部評価等の活用
	(4)業務改善に取り組む組織風土の醸成	
	2 優れた医療スタッフの確保	2 やりがいを感じ、働きやすい病院づくり
	(1)優れた医療スタッフの確保	(1)職員のキャリアアップにつながる人事・給与制度の整備
	(2)教育研修の充実	(2)働きやすい職場環境の整備
	3 やりがいを感じる病院づくり	
	(1)意欲を引き出す人事給与制度の構築	
	(2)職員のやりがいと満足度の向上	
	(3)働きやすい職場環境の整備	
4 効率的・効果的な業務運営		
(1)組織・診療体制・人員配置の適切かつ弾力的運用		
(2)予算執行の弾力化		
(3)医療資源の有効活用		
5 外部評価等の活用		
(1)監査の活用		
(2)病院機能評価等の活用		
(3)市民意見の活用		
第4 財務内容の改善に関する事項	1 経常収支の黒字の達成	1 安定した経営基盤の早期確立
	2 収入の確保と費用の節減	
	(1)収入の確保	
	(2)費用の節減	
第5 その他業務運営に関する重要事項	1 わかりやすい情報の提供	1 環境にやさしい病院運営
	(1)積極的な広報	
	(2)適切な利用の啓発	
	(3)経営状況の情報提供	
	2 環境にやさしい病院づくり	
	3 新病院整備の推進	
	(1)確実な整備の推進	
	(2)経費削減効果の確保	
	(3)新病院の機能充実に向けた計画的な準備	
	(4)救急医療のネットワークの構築	
	(5)救急病床からの転床・転院先の確保	

第 1 期中期目標期間における全体評価・項目別評価結果の推移

全体評価

平成 26 年度	全体として、中期計画の達成に向けてほぼ計画通りに進んでいる。
平成 27 年度	全体として、中期計画の達成に向けて概ね計画通りに進んでいる。
平成 28 年度	全体として、中期計画の実現に向けて概ね計画通りに進んでいる。
平成 29 年度	全体として、中期計画の実現に向けてやや遅れている。

(参考) 項目別評価基準

小項目評価 (5 段階評価)

評価	評価基準
5	年度計画を大幅に上回って実施している。
4	年度計画を上回って実施している。
3	年度計画を順調に実施している。
2	年度計画を十分に実施できていない。
1	年度計画を大幅に下回っている。

大項目評価 (5 段階評価)

評価	評価基準
S	中期目標を大幅に上回る特筆すべき進捗状況にある。
A	中期目標を達成した。
B	中期目標を概ね達成した。
C	中期目標を十分達成できていない。

D 中期目標を大幅に下回っており重大な改善すべき事項がある。

項目別評価（小項目評価・大項目評価）

大項目	中項目	小項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			重点項目	評価	重点項目	評価	重点項目	評価	重点項目	評価(案)
第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置			B		A		A		C	
	1	市立病院として担うべき医療								
		(1) 救急医療	●	5	●	3	●	3	●	2
		(2) 小児医療、周産期医療								
		ア 小児医療		4		3		3		3
		イ、ウ 周産期医療		3		3		3		3
		(3) 災害医療		3		3		3		3
		(4) 高度医療								
		ア、イ 医療の高度専門化への対応	●	3	●	3		3		3
		ウ、エ 脳卒中、心筋梗塞、糖尿病における機能分担		3		3		3		3
		(5) がん医療の充実		3		3		3		3
		(6) 予防医療		3		3		3		3
		(7) 福祉保健行政との連携		3		3		3		3
	2	質の高い医療の提供								
		(1) 安心安全な医療の提供		3		3		3		3
		(2) 信頼される医療の実施		3		3		3		3
		(3) 医療職の人材確保・養成	●	4	●	4	●	3		3
	3	患者満足度の向上								
		(1) 職員の接遇向上		3		3		3		3
		(2) 院内環境の快適性の向上		3		3		3		3
		(3) 待ち時間の改善		3		3		3		3
		(4) ボランティアとの協働		3		3		3		3
		(5) 市民意見の活用		3		3		3		3
	4	地域医療機関等との連携								
		(1) 地域医療ネットワークづくり		4		3		3		3
		(2) 地域医療機関との機能分担と連携		2		3	●	4	●	2

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		A		A		A		C	
1	業務運営体制の構築								
	(1) 業務運営体制の構築	●	4	●	3		3		3
	(2) コンプライアンスの徹底		3		3		3		3
2	効率的・効果的な業務運営								
	(1) 適切かつ弾力的な人員配置								
	ア、ウ 医療環境に応じた人員配置	●	3	●	3	●	3		3
	イ、エ 働きやすい職場環境づくり		3		3		3		3
	(2) 予算執行の弾力化		3		3		3		3
	(3) 人事給与制度		3		3		3		2
第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置		A		C		C		C	
1	経営基盤の確立	●	4	●	2	●	2	●	2
2	収入の確保と費用の節減								
	(1) 収入の確保								
	ア、イ 積極的な患者の受け入れ		4		2	●	2	●	2
	ウ、エ 適切な診療報酬の確保		3		3	●	3		3
	オ 高度医療機器の活用		3		3		3		3
	(2) 費用の節減								
	ア 材料費の抑制		3		2		2		2
	イ 経費の抑制		3		2		2		2
第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置		A		A		A		A	
1	職員の意識改革	●	4	●	3	●	3	●	3
2	情報の提供		3		4		3	●	3
3	新病院移転計画への対応	●	3	●	3	●	3	●	3

第1期中期目標期間 評価結果一覧表

整理番号	項目名	評価委員会評価					
		H23	H24	H25	H26	H27	中期目標期間
	第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	A	B	A	B	A	B
	1 質の高い医療の提供						
	(1) 災害医療・救急医療						
1	①	III	III	III	III	III	
2	②	III	III	IV	IV	III	
3	③	—	—	III	III	III	
	(2) 小児医療・周産期医療						
4	①	III	II	III	III	III	
5	②	III	III	III	III	III	
	(3) 高度医療・先進医療の提供						
6	①	III	III	III	III	III	
7	②	IV	III	III	III	III	
8	③	III	III	III	III	III	
9	④	III	III	III	III	III	
10	⑤	III	III	III	III	III	
	2 医療水準の向上						
	(1) 医療職等の人材確保						
11	①	III	III	III	III	III	
12	②	III	III	IV	III	III	
13	③	III	IV	IV	IV	IV	
	(2) 医療職の養成機能・医療技術の向上						
14	①	III	III	III	III	III	
15	②	III	III	III	III	III	
	3 患者・住民サービスの向上						
	(1) 診療待ち時間等の改善						
16	①	IV	IV	III	III	III	
17	②	III	III	III	III	III	
18	③	III	III	III	III	III	
	(2) 患者中心の医療						
19	①	III	III	III	III	III	
20	②	III	III	III	III	III	
21	③	III	III	III	IV	IV	
22	④	III	III	III	III	III	
	(3) 院内環境の快適性向上						
23		III	III	III	III	IV	
	(4) 職員の接遇向上						
24	①	III	III	III	II	III	
25	②	III	III	III	III	III	
	(5) ボランティアとの協働によるサービス向上						
26	①	III	IV	IV	IV	IV	
27	②	III	III	III	III	III	
	(6) 医療安全管理の徹底						
28	①	III	III	III	III	III	
29	②	III	III	III	III	III	
30	③	III	IV	III	III	III	
31	④	III	III	III	III	III	
32	⑤	III	III	III	III	III	
	(7) 電子カルテシステム導入等のOA化の推進						
33		III	III	III	III	III	
	4 地域医療機関等との連携強化						
	(1) 地域の医療機関との連携						
34	①	IV	IV	IV	IV	IV	
35	②	III	III	III	III	III	
	(2) 地域医療への貢献						
36	①	III	III	III	III	III	
37	②	III	III	III	III	III	

第1期中期目標期間 評価結果一覧表

整理番号	項目名	評価委員会評価					中期目標期間
		H23	H24	H25	H26	H27	
	第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	B	A	A	A	A	B
	1 運営管理体制の確立						
38	①	III	III	III	III	III	
39	②	III	III	III	III	III	
40	③	III	III	III	III	III	
	2 効率的・効果的な業務運営						
	(1) 業務執行体制の弾力的運用						
41	①	III	III	III	III	III	
42	②	III	III	III	III	III	
43	③	III	III	III	III	III	
44	④	III	III	III	III	III	
	(2) 新たな給与制度の導入	III	III	III	III	III	
45							
	(3) モチベーション向上につながる評価制度の導入	II	III	III	III	III	
46							
	(4) 職員の職務能力の向上						
47	①	III	III	III	III	IV	
48	②	III	III	III	III	III	
49	③	III	III	III	III	III	
	(5) 予算執行の弾力化等						
50	①	III	III	III	III	III	
51	②	III	III	III	III	III	
	(6) 病院機能評価の活用	III	III	IV	III	III	
52							
	第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	C	A	A	C	C	B
	1 資金収支の改善	III	III	III	II	II	
53							
	2 収入の確保と費用の節減						
	(1) 収入の確保						
54	①	II	III	III	III	II	
55	②	III	III	III	III	III	
56	③	III	III	III	III	III	
	(2) 費用の節減						
57	①	III	III	IV	IV	IV	
58	②	IV	IV	III	III	III	
59	③	III	III	III	III	III	
	第4 その他業務運営に関する重要事項	A	A	A	A	A	A
	1 感染症対策	III	III	III	IV	IV	
60							
	2 救命救急センターとの円滑な統合	III	IV	IV	IV	III	
61							
	3 泉州南部における公立病院の機能再編	III	III	III	III	III	
62							

**地方独立行政法人堺市立病院機構
中期目標期間の業務実績に関する評価結果報告書**

平成27年8月

堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会

《 目 次 》

はじめに	1
第1項 全体評価	2
第2項 項目別評価	4
第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置	4
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	6
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	8
第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためにとるべき措置	9
中期目標期間の業務実績報告	11
第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置	
1 市立病院として担うべき医療	14
2 高度専門医療の提供	20
3 安全・安心で信頼される医療の提供	27
4 患者・市民サービスの向上	33
5 地域医療への貢献	38
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 業務運営体制の構築	44
2 優れた医療スタッフの確保	48
3 やりがいを感じる病院づくり	51
4 効率的・効果的な業務運営	54
5 外部評価等の活用	57
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 経常収支の黒字の達成	60
2 収入の確保と費用の節減	61
第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためにとるべき措置	
1 わかりやすい情報の提供	64
2 環境にやさしい病院づくり	67
3 新病院整備の推進	68
《参考資料》	
・地方独立行政法人堺市立病院機構 業務実績評価の基本方針	73
・地方独立行政法人堺市立病院機構 中期目標期間評価実施要領	75

はじめに

堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会は、地方独立行政法人法第30条の規定に基づき、地方独立行政法人堺市立病院機構の平成24年4月1日から平成27年3月31日までの中期目標期間における業務実績の全体について総合的に評価を実施した。

評価に際しては、本評価委員会において、平成25年1月23日に決定した「地方独立行政法人堺市立病院機構 業務実績評価の基本方針」及び平成27年1月27日に決定した「地方独立行政法人堺市立病院機構 中期目標期間評価実施要領」に基づき評価を行った。

堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会 委員名簿

	氏名	役職名等
委員長	杉本 壽	大阪大学 名誉教授
職務代理	岡原 猛	一般社団法人 堺市医師会 会長
	隈元 英輔	大阪ガス株式会社 南部地区支配人
	篠藤 敦子	公認会計士・税理士
	田中 京子	大阪府立大学 療養支援看護学（がん看護学）教授

第1項 全体評価

1. 評価結果及び判断理由

地方独立行政法人堺市立病院機構における中期目標期間（平成24年度～平成26年度）の全体評価の結果は、**『全体として中期目標を十分に達成している』**である。

第1期中期目標は、地方独立行政法人へ移行した平成24年度から平成26年度までの3か年度を期間とし、この期間における業務実績に関する大項目評価については、4ページ以降に示すように第3の大項目が「評価S（目標を大幅に上回る）」また、第1、第2及び第4の3つの大項目が「評価A（目標を達成した）」と判断した。

この大項目評価の結果に加え、地方独立行政法人制度の特徴である自律性・機動性を最大限に活かし、高度で専門的な医療の提供やチーム医療の推進、患者サービスの向上に取り組んでいる。また、理事会や経営幹部会等の定期的な開催による迅速な意思決定に努めるとともに、各部門において法人の目標・計画に基づくPDCAサイクルによる業務運営に取り組み、効率的かつ効果的な病院経営を行っている。特に、

- ①地域の医療機関との連携・役割分担を推進し、新病院で開設する救命救急センターの設置に向け、救急医療の質的向上や体制整備などの基盤づくりに取り組んだこと。
- ②平成26年8月に厚生労働省より「地域がん診療連携拠点病院」に指定されたがん診療をはじめ、脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病の4疾病を中心に高度専門医療の充実に取り組んだこと。
- ③効率的な病床運営や手術件数の増加、平均在院日数の短縮による入院収益の増など大きな増収を図り、3事業年度連続で黒字を達成し、中期目標期間の累計で、目標を大きく上回る実績をあげ、安定した経営基盤の確立に向けて成果があったこと。

などから、中期目標期間中の業務実績に関する評価は、「全体として中期目標を十分に達成している」とした。

大項目評価の結果一覧

大項目	年度評価結果			中期目標期間 の評価結果
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	A	A	A	A
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	A	A	A	A
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	A	A	A	S
第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置	A	A	A	A

2. 全体評価にあたって考慮した内容

理事長及び院長のリーダーシップのもと、中期目標の達成に向け、全ての職員や病院運営に携わるスタッフが一丸となり、様々な努力や取り組みを行っている。地域の医療機関との役割を明確にするとともに連携を推進し、堺市二次医療圏における中核病院として高度専門医療を中心に、質の高い医療を安定的かつ継続的に提供した。また、市立病院として市民の生命と健康を守るため、感染症指定医療機関や災害拠点病院の役割を担い、いざという場合に備え、準備や訓練にも積極的に取り組んでいる。さらにCTやMRI検査などの土曜日実施や待合番号表示システムの導入、待ち時間を負担に感じさせない外来ミニ講座の開催など患者サービスの向上に努めている。

特に、救急医療については、救命救急センターの開設に向け、不応需の要因分析や受入体制の充実などに取り組み、地方独立行政法人への移行前年度の平成23年度と第1期中期目標期間の最終年度の平成26年度と比較すると、救急受入れ件数は6,270件が8,055件に1,785件(28%)増加し、応需率は65.5%が78.4%に12.9%向上していることは、高く評価できる。また、外傷患者や緊急手術を必要とする患者など重症外傷等外因性疾患の重症患者の受入れを積極的に行い、救急搬送からの入院件数を平成23年度より600件(28%)増加するなど、質の高い救急医療の提供に推移していることも高く評価できる。

周産期医療、小児救急医療については、持続可能な周産期医療体制の確立のため、総合医療周産期医療機関や地域周産期医療機関など地域の医療機関との連携・役割分担を明確にするとともに、その役割に応じ、小児科の救急搬送の受入を積極的に行っていることは評価できる。

厚生労働省より地域がん診療連携拠点病院に指定されたがん診療については、手術・放射線治療・化学療法など集学的治療の実施や専門資格取得者の育成、緩和ケア医療の提供など、質の高い医療の提供や充実に向けた取り組みは高く評価できる。

また、効率的な手術室の運用を図り、平成23年度と比較し、全身麻酔件数の増などにより手術件数が増加するとともに、人員体制の整備や機器の充実を図り内視鏡手術や鏡視下手術を増加させ、患者の身体により負担の少ない低侵襲治療を推進し高度専門医療の提供、充実に積極的に取り組んでいることは評価できる。

地域の医療機関との連携推進では、積極的に顔の見える関係づくり、信頼関係の構築に取り組んだ結果、中期目標期間中の3年間で紹介率は1.4%、逆紹介率は25.2%、それぞれ向上し、紹介率は66.3%、逆紹介率は73.0%となり、ともに、目標を達成したことは高く評価できる。

経営状況については、中期目標期間の3事業年度連続で、経常損益の黒字、目標指標である医療収支比率、経常収支比率ともに、目標を上回り、かつ100.0%を超えたことは、高く評価することができる。特に、新病院への移転準備による影響がある中で、中期目標期間で約16億円の経常収支の累計黒字を計上したことは、経常収支均衡の目標を大幅に上回る特筆すべき成果と言える。この主な要因は、延べ入院患者数の増や手術件数の増、高度専門医療の提供の積極的な推進、平均在院日数の短縮、病院に適した施設基準の新規取得などにより、入院収益と外来収益の合計が平成23年度比で、2,014百万円の増収に取り組んだことであり、このことは、高く評価できる。

新病院に向けた取り組みについては、地方独立行政法人のメリットを活かし、民間企業に準じた工事発注手法を採用して新病院本体工事の契約を行い、工事費の縮減、工期の短縮を図っている。また、新病院の人材確保のため計画的な採用とともに、技術や知識を習得するため研修会等への積極的な参加を推奨し、人材育成に努めている。

第2項 大項目評価

第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

i) 評価結果 **A** 中期目標を達成した

評価結果	S 中期目標を大幅に上回る	A 中期目標を達成した	B 中期目標を概ね達成した	C 中期目標を十分達成できていない	D 中期目標を大幅に下回っている
------	------------------	-----------------------	------------------	----------------------	---------------------

ii) 判断理由及び考慮した事項、内容

中期目標期間中の全ての年度において評価が、「中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる」という結果であった。

中期目標期間の最終年度となる平成26年度の小項目評価において、評価5と計画を大幅に上回って実施していると高く評価した項目は、1-(1)救急医療、2-(1)がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病への対応、2-(2)高度で専門性の高い医療提供など、2つの重点ウエイト小項目を含む5項目であった。

また、小項目評価における評価4の項目数は、中期目標の初年度となる平成24年度は2項目に対し、平成26年度は9項目であった。評価5の項目数は、平成24年度は0項目に対し、平成26年度は5項目であった。小項目評価の総点は、平成24年度は65点に対し、平成26年度は88点と、着実な取り組みの推移が伺える。

これらのことより評価結果は、「中期目標を達成した」とする。

iii) 小項目評価の集計結果

		小項目評価			重点ウエイト小項目
		H24評価	H25評価	H26評価	
1 市立病院として担うべき医療	(1) 救急医療	4	4	5	◎
	(2) 小児医療・小児救急医療・周産期医療	3	4	4	
	(3) 感染症医療	3	3	4	
	(4) 災害その他緊急時の医療	3	3	4	

2 高度専門医療の提供	(1) がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病への対応	3	4	5	◎
	(2) 高度で専門性の高い医療提供	3	5	5	
	(3) 総合的な診療とチーム医療の推進	3	4	5	
	(4) 専門性及び医療技術の向上	4	4	4	
	(5) 臨床研究及び治験の推進	3	3	3	
3 安全・安心で信頼される医療の提供	(1) 医療安全対策等の徹底	3	4	4	
	(2) 患者の視点に立った医療の実践	3	3	3	
	(3) 医療の標準化と診療情報の分析による質の改善及び向上	3	3	4	
	(4) 法令・行動規範の遵守（コンプライアンス）	3	3	3	
4 患者・市民サービスの向上	(1) 患者サービスの向上	3	3	3	
	(2) 誰もが利用しやすい病院づくり（来院された患者が利用しやすい病院づくり）	3	3	3	
	(3) 待ち時間の改善	3	3	3	
	(4) 職員の接遇向上	3	3	3	
5 地域医療への貢献	(1) 地域医療機関との連携推進	3	4	5	
	(2) 地域医療への貢献	—	4	4	
	(3) 人材の育成	3	3	4	
	(4) 疾病予防の取組	—	3	3	
	(5) 保健福祉行政等との連携	3	3	3	
	(6) 市民への保健医療情報の発信	3	4	4	
大項目評価		A	A	A	/

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

i) 評価結果 **A** 中期目標を達成した

評価結果	S 中期目標を大幅に上回る	A 中期目標を達成した	B 中期目標を概ね達成した	C 中期目標を十分達成できていない	D 中期目標を大幅に下回っている
------	-------------------------	-----------------------	-------------------------	-----------------------------	----------------------------

ii) 判断理由及び考慮した事項、内容

中期目標期間中の全ての年度において評価が、「中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる」という結果であった。

中期目標期間の最終年度となる平成 26 年度の小項目評価において、評価 5 と計画を大幅に上回って実施していると高く評価した項目は、1 - (2) 質の高い経営の 1 項目であった。

また、小項目評価における評価 4 の項目数は、中期目標の初年度となる平成 24 年度は 3 項目に対し、平成 26 年度は 11 項目であった。評価 5 の項目数は、平成 24 年度は 0 項目に対し、平成 26 年度は 1 項目であった。小項目評価の総点は、平成 24 年度は 39 点に対し、平成 26 年度は 58 点と、着実な取り組みの推移が伺える。

これらのことより評価結果は、「中期目標を達成した」とする。

iii) 小項目評価の集計結果

		小項目評価			重点ウエイト小項目
		H24 評価	H25 評価	H26 評価	
1 業務運営体制の構築	(1) 業務運営体制の構築	3	4	4	
	(2) 質の高い経営	4	4	5	
	(3) 事務経営部門の強化	4	4	4	
	(4) 業務改善に取り組む組織風土の醸成	4	4	4	
2 優れた医療スタッフの確保	(1) 優れた医療スタッフの確保	3	4	4	
	(2) 教育研修の充実	3	4	4	

3 やりがいを感じる病院づくり	(1) 意欲を引き出す人事給与制度の構築	3	3	4	
	(2) 職員のやりがいと満足度の向上	3	4	4	
	(3) 働きやすい職場環境の整備	3	4	4	
4 効率的・効果的な業務運営	(1) 組織・診療体制・人員配置の適切かつ弾力的運用	3	3	4	
	(2) 予算執行の弾力化	—	3	3	
	(3) 医療資源の有効活用	3	4	4	
5 外部評価等の活用	(1) 監査の活用	—	4	4	
	(2) 病院機能評価等の活用	3	3	3	
	(3) 市民意見の活用	—	3	3	
大項目評価		A	A	A	/

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

i) 評価結果 **S** 中期目標を大幅に上回る

	S	A	B	C	D
評価結果	中期目標を大幅に上回る	中期目標を達成した	中期目標を概ね達成した	中期目標を十分達成できていない	中期目標を大幅に下回っている

ii) 判断理由及び考慮した事項、内容

中期目標期間中の全ての年度において評価が、「中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる」という結果であった。

中期目標期間の最終年度となる平成26年度の小項目評価において、評価5と計画を大幅に上回って実施していると高く評価した項目は、重点ウエイト小項目の1 経常収支の黒字の達成と2-(1) 収入の確保の2項目であった。

また、小項目評価における評価4の項目数は、中期目標の初年度となる平成24年度は2項目に対し、平成26年度は1項目であった。評価5の項目数は、平成24年度は0項目に対し、平成26年度は2項目であった。小項目評価の総点は、平成24年度は11点に対し、平成26年度は14点と、着実な取り組みの推移が伺える。

特に、効率的な病床運用や土曜日や夜間の検査・リハビリの実施などにより患者の確保に努めた。また、効果的・効率的な診療による平均在院日数の短縮や質の高い高度専門医療の提供に取組み診療単価の向上を図った。これらにより中期目標期間中、毎年度、大きな増収（平成26年度の入院収益と外来収益の合計額は、平成23年度と比較し18.6%増、約20億円以上の増収）となっている。また、経費は平成23年度と比較し257百万円削減されており、応援医師に係る報償費等を含めた労務費と医業収益との比率は、平成23年度を5.6%、また目標指標を4.5%下回るなど、費用削減にも努め、効率的な病院経営に取り組んでいる。

これらのことにより、平成23年度は1,086百万円の赤字であった経常収支を、この中期目標期間で累計1,674百万円の黒字に転換させ、中期目標である経常収支均衡を大きく上回り、十分、財務内容を改善したと言える。

これらのことより評価結果は、「中期目標を大幅に上回る」とする。

iii) 小項目評価の集計結果

		小項目評価			重点ウエイト小項目
		H24評価	H25評価	H26評価	
1	経常収支の黒字の達成	4	4	5	◎
2	収入の確保と費用の節減				
	(1) 収入の確保	4	5	5	
	(2) 費用の節減	3	4	4	
大項目評価		A	A	A	

第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためにとるべき措置

i) 評価結果 **A** 中期目標を達成した

評価結果	S 中期目標を大幅に上回る	A 中期目標を達成した	B 中期目標を概ね達成した	C 中期目標を十分達成できていない	D 中期目標を大幅に下回っている
------	-------------------------	-----------------------	-------------------------	-----------------------------	----------------------------

ii) 判断理由及び考慮した事項、内容

中期目標期間中の全ての年度において評価が、「中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる」という結果であった。

小項目評価における評価4の項目数は、中期目標の初年度となる平成24年度は0項目に対し、平成26年度は5項目であった。小項目評価の総点は、平成24年度は15点に対し、平成26年度は32点と、着実な取り組みの推移が伺える。

これらのことより評価結果は、「中期目標を達成した」とする。

iii) 小項目評価の集計結果

		小項目評価			重点ウエイト小項目
		H24評価	H25評価	H26評価	
1 わかりやすい情報の提供	(1) 積極的な広報	—	3	4	
	(2) 適切な利用の啓発	—	3	4	
	(3) 経営状況の情報提供	3	3	4	
2 環境にやさしい病院づくり		—	3	3	
3 新病院整備の推進	(1) 確実な整備の推進	3	3	3	
	(2) 経費削減効果の確保	3	3	3	
	(3) 新病院の機能充実にに向けた計画的な準備	3	3	3	
	(4) 救急医療のネットワークの構築	—	3	4	
	(5) 救急病床からの転床・転院策の確保	—	4	4	
大項目評価		A	A	A	

第2期中期目標構成 (案)

(参考) 第1期中期目標構成

大項目 (5項目)	小項目 (27項目)	小項目 (33項目)
前文	1 これまで 2 第1期(見込)の振り返り 3 国・府・東大阪市の動向 4 第2期の目標、重点	前文
第1 目標期間	4年(令和3年4月1日～令和7年3月31日)	第1 目標期間 4年6カ月(平成28年10月1日～令和3年3月31日)
第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
	1 医療センターとして担うべき役割 <ul style="list-style-type: none"> (1) 救急医療 (2) 小児医療、周産期医療 (3) がん医療 (4) 4疾病に対する医療 (5) 災害時医療 (6) 感染症への対応 (7) その他の役割 	1 医療センターとして担うべき役割 <ul style="list-style-type: none"> (1) 救急医療 (2) 小児医療、周産期医療 (3) 4疾病に対する医療水準の向上 (4) 災害時医療 (5) 感染症への対応 (6) 予防医療 (7) 保健福祉行政との連携
	2 患者満足度の向上 <ul style="list-style-type: none"> (1) 患者満足度の向上 (2) 院内環境の快適性の向上 	2 患者・市民満足度の向上 <ul style="list-style-type: none"> (1) 患者・市民満足度のモニタリング (2) 職員の接遇向上 (3) 患者満足度の向上 (4) 院内環境の快適性の向上 (5) ボランティアとの協働
	3 信頼性の向上と情報発信 <ul style="list-style-type: none"> (1) 医療の質・安全対策 (2) 情報発信、個人情報保護 	3 信頼性の向上と情報発信
	4 地域医療機関等との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域医療支援病院としての機能強化 	4 地域医療機関等との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域医療支援病院としての機能強化

第2期中期目標構成 (案)

(参考) 第1期中期目標構成

大項目 (5項目)	小項目 (27項目)	小項目 (33項目)
	(2) 地域包括ケアシステム構築への貢献	(2) 地域包括ケアシステム構築への貢献
		(3) 地域の医療ネットワーク構築の推進
第3	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
	1 業務運営体制の構築	1 業務運営体制の構築
	(1) 病院の理念と基本方針の浸透	(1) 病院の理念と基本方針の浸透
	(2) 内部統制	(2) 経営基盤を支える組織体制の整備
	(3) 適切かつ弾力的な人員配置	(3) 内部統制
	(4) 医療資源等の有効活用	
	2 人材の確保と育成	2 人材の確保と育成
	(1) 人材の確保	(1) 医療専門職の確保
	(2) 人材の育成	(2) 法人職員の確保
	(3) 人事給与制度	(3) 職員の育成
	(4) 職員満足度の向上	
		3 効率的・効果的な業務運営
		(1) 適切かつ弾力的な人員配置
		(2) 予算執行の弾力化
		(3) 人事給与制度
		(4) 契約の見直し
		(5) 医療資源等の有効活用
		4 職員満足度の向上
第4	財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
	1 経営基盤の確立	1 収入の確保
	2 収入の確保	2 費用の節減
	3 費用の節減	
第5	その他の業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置	第5 その他の業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置
	1 中河内救命救急センターの運営受託	1 中河内救命救急センターの運営受託

第2期中期目標構成 (案)

(参考) 第1期中期目標構成

大項目 (5項目)	小項目 (27項目)	小項目 (33項目)
	2 地域医療構想を踏まえた役割の明確化	2 地域医療構想を踏まえた役割の明確化
	3 施設整備に関する事項 (施設の長寿命化、災害対応)	

第2期中期目標構成 (案)

大項目 (5項目)	小項目 (27項目)								
第1 目標期間	4年(令和3年4月1日～令和7年3月31日)								
第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	<table border="1"> <tr> <td>1 医療センターとして担うべき役割</td> <td>(1) 救急医療 (2) 小児医療、周産期医療 (3) がん医療 (4) 4疾病に対する医療(精神疾患の追加) (5) 災害時医療 (6) 感染症への対応 (7) その他の役割(①疾病予防、②難病医療、③臨床研究、④保健福祉行政)</td> </tr> <tr> <td>2 患者満足度の向上</td> <td>(1) 患者満足度の向上 (2) 院内環境の快適性の向上</td> </tr> <tr> <td>3 信頼性の向上と情報発信</td> <td>(1) 医療の質・安全対策 (2) 情報発信、個人情報保護(患者の権利尊重など)</td> </tr> <tr> <td>4 地域医療機関等との連携強化</td> <td>(1) 地域医療支援病院としての機能強化 (2) 地域包括ケアシステム構築への貢献</td> </tr> </table>	1 医療センターとして担うべき役割	(1) 救急医療 (2) 小児医療、周産期医療 (3) がん医療 (4) 4疾病に対する医療(精神疾患の追加) (5) 災害時医療 (6) 感染症への対応 (7) その他の役割(①疾病予防、②難病医療、③臨床研究、④保健福祉行政)	2 患者満足度の向上	(1) 患者満足度の向上 (2) 院内環境の快適性の向上	3 信頼性の向上と情報発信	(1) 医療の質・安全対策 (2) 情報発信、個人情報保護(患者の権利尊重など)	4 地域医療機関等との連携強化	(1) 地域医療支援病院としての機能強化 (2) 地域包括ケアシステム構築への貢献
1 医療センターとして担うべき役割	(1) 救急医療 (2) 小児医療、周産期医療 (3) がん医療 (4) 4疾病に対する医療(精神疾患の追加) (5) 災害時医療 (6) 感染症への対応 (7) その他の役割(①疾病予防、②難病医療、③臨床研究、④保健福祉行政)								
2 患者満足度の向上	(1) 患者満足度の向上 (2) 院内環境の快適性の向上								
3 信頼性の向上と情報発信	(1) 医療の質・安全対策 (2) 情報発信、個人情報保護(患者の権利尊重など)								
4 地域医療機関等との連携強化	(1) 地域医療支援病院としての機能強化 (2) 地域包括ケアシステム構築への貢献								
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	<table border="1"> <tr> <td>1 業務運営体制の構築</td> <td>(1) 病院の理念と基本方針の浸透 (2) 内部統制 (3) 適切かつ弾力的な人員配置 (4) 医療資源等の有効活用</td> </tr> <tr> <td>2 人材の確保と育成</td> <td>(1) 人材の確保(医療専門職、事務) (2) 人材の育成 (3) 人事給与制度 (4) 職員満足度の向上</td> </tr> </table>	1 業務運営体制の構築	(1) 病院の理念と基本方針の浸透 (2) 内部統制 (3) 適切かつ弾力的な人員配置 (4) 医療資源等の有効活用	2 人材の確保と育成	(1) 人材の確保(医療専門職、事務) (2) 人材の育成 (3) 人事給与制度 (4) 職員満足度の向上				
1 業務運営体制の構築	(1) 病院の理念と基本方針の浸透 (2) 内部統制 (3) 適切かつ弾力的な人員配置 (4) 医療資源等の有効活用								
2 人材の確保と育成	(1) 人材の確保(医療専門職、事務) (2) 人材の育成 (3) 人事給与制度 (4) 職員満足度の向上								
第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	<table border="1"> <tr> <td>1 経営基盤の確立</td> <td>2 収入の確保</td> <td>3 費用の節減</td> </tr> </table>	1 経営基盤の確立	2 収入の確保	3 費用の節減					
1 経営基盤の確立	2 収入の確保	3 費用の節減							
第5 その他の業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置	<table border="1"> <tr> <td>1 中河内救命救急センターの運営受託</td> <td>2 地域医療構想を踏まえた役割の明確化</td> <td>3 施設整備に関する事項(施設の長寿化、災害対応)</td> </tr> </table>	1 中河内救命救急センターの運営受託	2 地域医療構想を踏まえた役割の明確化	3 施設整備に関する事項(施設の長寿化、災害対応)					
1 中河内救命救急センターの運営受託	2 地域医療構想を踏まえた役割の明確化	3 施設整備に関する事項(施設の長寿化、災害対応)							

【R1評価案において、年度計画より上回って実施している項目】
 ○感染症への対応→第2期中期目標についても引き続き維持
 ○院内環境の快適性の向上→第2期中期目標についても引き続き維持

【R1評価案において、計画どおり実施している項目】
 ○項目の集約化を図る。→第2期中期目標についても引き続き維持

【R1評価案において、年度計画を十分に実施できていない項目】
 ○小児医療→第2期中期目標についても引き続き維持(市の重要施策に24時間365日の小児救急医療体制の確保がある)

【その他】
 ○予防医療→第2期中期目標については、その他の役割の項目へ

【財政面での影響】
 ○H30において、単年度黒字化を達成したものの、R1は赤字であった。
 収支面での改善を図る点について、第2期中期目標についても引き続き維持
 ○施設の老朽化対策など、長寿化、災害対応など項目を新設

【医療の充実】
 ○がん医療を項目化し、精神疾患の項目を追加→第2期中期目標において、5疾病に対応する医療として拡充

第1期中期目標

大項目 (5項目)	小項目 (33項目)	H28 評価	H29 評価	H30 評価	R1 評価 (案)	備考
第1 目標期間	4年6カ月(平成28年10月1日～令和3年3月31日)					
第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		C	B	B	B	
大項目	中項目	小項目				
第2	1 医療センターとして担うべき役割	(1) 救急医療	4	3	3	3
第2	1 医療センターとして担うべき役割	(2) 小児医療、周産期医療	2	2	2	2
第2	1 医療センターとして担うべき役割	(3) 4疾病に対する医療水準の向上	3	3	3	3
第2	1 医療センターとして担うべき役割	(3) 4疾病に対する医療水準の向上	3	3	3	3
第2	1 医療センターとして担うべき役割	(4) 災害時医療	3	3	3	3
第2	1 医療センターとして担うべき役割	(5) 感染症への対応	3	3	3	4
第2	1 医療センターとして担うべき役割	(6) 予防医療、(7) 保健福祉行政との連携	2/3	3/3	2/3	3/3
大項目	中項目	小項目				
第2	2 患者・市民満足度の向上	(1) 患者・市民満足度のモニタリング、(2) 職員の接遇向上、(3) 患者満足度の向上	3/3/3	3/3/3	3/3/3	3/3/3
第2	2 患者・市民満足度の向上	(4) 院内環境の快適性の向上、(5) ボランティアとの協働	2/4	2/3	3/3	4/3
大項目	中項目	小項目				
第2	3 信頼性の向上と情報発信		3	3	3	3
第2	3 信頼性の向上と情報発信		3	3	3	3
大項目	中項目	小項目				
第2	4 地域医療機関等との連携強化	(1) 地域医療支援病院としての機能強化	4	4	3	3
第2	4 地域医療機関等との連携強化	(2) 地域包括ケアシステム構築への貢献、(3) 地域の医療ネットワーク構築の推進	3/3	3/3	3/3	3/3
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		C	B	B	A	
大項目	中項目	小項目				
第3	1 業務運営体制の構築	(1) 病院の理念と基本方針の浸透	3	3	3	3
第3	1 業務運営体制の構築	(2) 経営基盤を支える組織体制の整備、(3) 内部統制	3/2	3/3	3/3	3/3
第3	3 効率的・効果的な業務運営	(1) 適切かつ弾力的な人員配置	3	3	3	3
第3	3 効率的・効果的な業務運営	(5) 医療資源等の有効活用	4	4	4	3
大項目	中項目	小項目				
第3	2 人材の確保と育成	(1) 医療専門職の確保、(2) 法人職員の確保	3/4	3/4	3/3	3/3
第3	2 人材の確保と育成	(3) 職員の育成	3	3	3	3
第3	3 効率的・効果的な業務運営	(3) 人事給与制度	3	3	3	3
第3	4 職員満足度の向上		2	2	2	3
第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置		C	C	A	C	
第4	(大項目のみ)		2	2	3	2
第4	1 収入の確保		3	3	3	3
第4	2 費用の節減		2	2	3	2
第5 その他の業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置		A	A	A	A	
第5	1 中河内救命救急センターの運営受託		3	3	3	3
第5	2 地域医療構想を踏まえた役割の明確化		3	3	3	3
新規						

R2.8.5時点の評価(案)

【評価基準:大項目】
 「A」:中期目標・中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。
 「B」:中期目標・中期計画の実現に向けておおむね計画どおり進んでいる。
 「C」:中期目標・中期計画の実現のためにはやや遅れている。
 【評価基準:小項目】
 「4」:年度計画を上回って実施している。
 「3」:年度計画を順調に実施している。
 「2」:年度計画を十分に実施できていない。